

## 令和6年第2回八頭町議会定例会発議提案理由

### ◎発議第1号

#### 八頭町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

この会議規則の一部を改正する議会規則は、

- ① 一般質問の取扱いを、「八頭町議会の運営に関する基準」で定めるため
- ② 会議等を、公用情報通信機器によるオンラインでできることとするため
- ③ 八頭町議会定例会一般質問を、公用情報通信機器によるオンラインでできることとするため

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

### ◎発議第2号

#### 八頭町議会委員会条例の一部を改正する条例について

この委員会条例の一部を改正する条例は、

会議等を、公用情報通信機器によるオンラインでできることとするため

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

### ◎発議第3号

#### 八頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

現在、本条例中にある審査請求について、「八頭町町情報公開条例」に基づく「八頭町情報公開審査会」へ諮問することとしているものを、この度、「八頭町情報公開審査会」を鳥取県へ事務委託することに伴い、関連する条文を一部改正するもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

#### ◎発議第4号

「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出について

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま、職員の負担が増大しており、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るために保育士増員が急務となっています。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

#### ◎発議第5号

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率は先進国の中でも最低であり、旧農業基本法以来、自給率は右肩下がりに低下し続け、「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことはありません。

食料輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。